



府 公 第 36 号
平 成 27 年 2 月 20 日

公文書管理委員会

委員長 宇賀 克也 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

写

諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 1 号の規定に基づき、諮問します。

記

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）の施行に伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）別表の改正を行うこと。

独立行政法人通則法改正法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

1 背景

独立行政法人通則法の改正により、従来と同様、中期目標及び中期計画を定める中期目標管理法のほか、中長期目標及び中長期計画を定める国立研究開発法人並びに年度目標及び事業計画を定める行政執行法人という新たな類型が設けられることに伴う改正並びに独立行政法人評価委員会が廃止されること等に伴う所要の改正を行う。

2 改正内容

行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間について定めている公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）の別表（第 8 条関係）のうち、別表の 24 の項中「独立行政法人等の中期目標」の下に「（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあつては年度目標。以下この項において同じ。）」を加え、ロを削り、ハをロとし、同項ニ中「中期計画」の下に「（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期計画、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあつては事業計画）」を加え、同項ニを同項ハとする。

また、本改正前の規定に基づき作成・取得した文書に関する所要の経過措置を設ける。

3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（抄）

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別表の二十四の項中「独立行政法人等の中期目標」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては年度目標。以下この項において同じ。）」を加え、ロを削り、ハをロとし、同項二中「中期計画」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期計画、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては事業計画）」を加え、同項ニを同項ハとする。

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四百二十二条 この政令の施行前に公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条
第一項に規定する行政機関の職員が作成し、又は取得した第二十条の規定による改正前の公文書等の管
理に関する法律施行令別表の二十四の項に規定する文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三百三十八条及び第五百五十二条の規定は、
公布の日から施行する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備
 に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文（関係箇所抜粋）

○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第八条関係）		別表（第八条関係）	
行政文書名	保存期間	行政文書名	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項	(略)	その他の事項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
二十四	十年	二十四	十年
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては年度目標。以下この項において同じ。）の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ 立案の検討に関する調査研究文書 （削る）		独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ 立案の検討に関する調査研究文書 ロ 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価	

(略)	
(略)	<p>ロ 書 制定又は変更のための決裁文</p> <p>ハ 中期計画（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期計画、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に關し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書</p>
(略)	

(略)	
(略)	<p>ハ 文書 委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書</p> <p>二 中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に關し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書</p>
(略)	

<参照条文>

◎公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）

（整理）

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2～5 （略）

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。
- 三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年12月22日政令第250号）（抄）

（行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間）

第八条 行政機関の長は、当該行政機関における能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、国の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、法第五条第一項及び第三項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

2 法第五条第一項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 別表の上欄に掲げる行政文書（次号に掲げるものを除く。） 同表の下欄に掲げる期間
- 二 他の法律又はこれに基づく命令による保存期間の定めがある行政文書 当該法律又はこれに基づく命令で定める期間
- 三 前二号に掲げる行政文書以外のもの 別表の規定を参酌し、行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて行政機関の長が定める期間

3～7 （略）